

入札に関する注意事項

1. 入札書について

- ①車両管理費に記載する金額は、1の（3）に記す履行期間（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）全体に対する金額であること。
- ②車両運行費に記載する金額は、単価契約であることから、1回当たりの金額（単価）を入札書に記入する。車両運行費代金内訳書には、入札金額（単価）に発注予定数量を乗じて得た金額を記載すること。
- ③予定総額には、車両管理費に記載した金額と車両運行費代金内訳書の合計を合せた額を記載すること。
- ④入札書の入札金額をもって落札価格とする（100分の10に相当する額を加算しない）ので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額を記載すること。
- ⑤入札書の各入札金額と予定総額に誤りがある場合は、この入札を無効とする。

2. 入札回数

- ①原則として1回とする。

3. 落札者の決定

- ①開札の結果、入札金額のすべてが予定価格の制限の範囲内であるもののうち、予定総額が最低価格であり、かつ、有効である入札書を提出したもの（以下「落札候補者」という。）があるときは、落札候補者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、入札を終了する。
なお、このうち、予定総額が同価格のものが2人以上あるときは、開札後直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。
- ②開札後、落札候補者の競争参加資格確認申請書等について審査し、競争参加資格を有していると確認した場合には、当該落札候補者を落札者とし、競争参加資格を有していないと確認した場合には、入札金額のすべてが予定価格の制限の範囲内であり、有効である入札書を提出した他の者のうち、最低の予定総額をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争参加資格を有していないと確認した場合には、順に同様の手続きを行う。

4. 契約金額について

- 3. に従って決定した、車両管理費、1回当たりの単価を契約金額とする。

5. 請求について

- 4. に定められた車両管理費に係る契約金額と、車両運行費に係る契約単価に運行回数を乗じて得た額との合計金額とする。

6. その他

- ①この注意事項に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- ②落札者決定後、落札者は契約書提出時に、積算内訳書を提出すること。積算内訳書の提出にあたっては、見積参考資料の委託費内訳表の「費目・工種・施行名称など」及び「数量」の欄の項目をすべて記載し、業務価格計が入札価格と一致すること。